

鳥取市議会の議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例

令和6年12月23日

鳥取市条例第48号

(趣旨)

第1条 この条例は、鳥取市議会議員（以下「議員」という。）の職責及び市議会への市民の信頼の確保に鑑み、議員が市議会の会議等の長期欠席等をした場合における議員報酬及び期末手当の支給について、特別職の職員の給与に関する条例（昭和28年鳥取市条例第4号。以下「特別職の給与条例」という。）の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市議会の会議等 次に掲げるものをいう。

ア 鳥取市議会の定例会及び臨時会の本会議

イ 鳥取市議会委員会条例（昭和43年鳥取市条例第28号）に基づき設置された委員会

ウ 鳥取市議会会議規則（昭和43年鳥取市議会告示第1号）第166条第1項の規定に基づき設置された議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項に規定する議員派遣

オ 鳥取市議会会議規則第106条に規定する委員会による委員の派遣

(2) 長期欠席 議員が疾病その他の理由により90日を超える期間にわたり市議会の会議等を全て欠席することをいう。

(長期欠席に係る届出)

第3条 議員は、長期欠席をすることとなったとき（長期欠席の理由と同様の理由により現に市議会の会議等を欠席している場合を含む。）は、遅滞なく、その旨を議長に届け出なければならない。この場合において、当該議員が自ら届け出ることができないときは、当該議員の親族又は委任を受けた者が届け出ることができるものとする。

2 長期欠席をしている議員は、市議会の会議等に出席することができることとなったときは、その旨を、議長に届け出なければならない。

3 議長は、前2項の規定による届出があった場合において、必要と認めるときは、医師が記載した証明書等の提出を求めることができるものとする。

(議員報酬の減額)

第4条 議員が長期欠席をした場合における議員報酬の額は、特別職の給与条例別表に定める議員報酬の額から、当該額に市議会の会議等を欠席した日から市議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「長期欠席期間」という。)につき次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に定める減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。

期間	減額割合
90日を超え180日以下の期間	100分の20
180日を超え365日以下の期間	100分の30
365日を超える期間	100分の50

2 前項の規定は、長期欠席の状態に該当するに至った日の属する月の翌月分から当該長期欠席期間の末日の翌日の属する月の翌月分までの議員報酬について適用する。

3 長期欠席の状態に該当するに至った日が月の初日である場合における前項の規定の適用については、同項中「至った日の属する月の翌月分」とあるのは、「至った日の属する月分」とし、長期欠席期間の末日の翌日が月の初日である場合における同

項の規定の適用については、同項中「末日の翌日の属する月の翌月分」とあるのは、
「末日の翌日の属する月分」とする。

(期末手当の減額)

第5条 基準日（6月1日及び12月1日をいう。第8条において同じ。）前6月以内
の期間（以下この条において「算定期間」という。）において、前条の規定により議
員報酬が減額されて支給された月がある場合における期末手当の額は、特別職の給
与条例の規定により算定される期末手当の額から、当該額に長期欠席期間の区分に
応じ前条第1項の表に定める減額割合（当該算定期間において複数の減額割合の適
用を受ける場合は、そのうちいずれか高い減額割合）を乗じて得た額を減じた額と
する。

(適用除外)

第6条 議員が次に掲げる事由により長期欠席をした場合は、前2条の規定は、適用
しない。

- (1) 公務上の災害（鳥取市議会の議員等の公務災害補償等に関する条例（昭和42
年鳥取市条例第31号）に基づき認定された公務上の災害又は通勤による災害を
いう。）
- (2) 出産（産前6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）及び産後8週間の
期間に係るものに限る。）
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第
114号）第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者となった場合
- (4) 災害、事故その他議員の責めによらない場合で、議長がやむを得ないと認める
事由

(議員報酬の支給停止)

第7条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束さ
れる処分を受けたときは、当該処分を受けた日から当該処分による身体の拘束を解
かれた日までの期間（以下「逮捕等の期間」という。）、当該逮捕等の期間の日数を

基礎として日割りにより計算して得た額の議員報酬の支給を停止する。

- 2 前項の場合においては、同項の議員に対し、当該逮捕等の期間の属する月の翌月の議員報酬の額（第4条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の議員報酬の額。以下この項において「翌月の議員報酬の額」という。）から同項の規定による支給の停止に係る額（その計算の基礎となる議員報酬の額について同条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額について前項の規定により計算して得た額。以下この項において「支給停止額」という。）を差し引いて支給する。ただし、議員の辞職その他の理由により翌月の議員報酬の額から支給停止額を差し引いて支給することができないときは、当該議員又は議員であった者は、当該支給停止額に相当する額の議員報酬を返納しなければならない。

（期末手当の支給停止）

第8条 議員が、基準日以前6月以内の期間において、前条第1項の規定により議員報酬の支給を停止された場合であって、基準日において、なお当該支給の停止が継続しているとき又は保釈により当該支給の停止が一時解除され、判決が確定していないときは、当該期末手当の支給を日割りにより停止する。

（停止されていた議員報酬及び期末手当の支給）

第9条 第7条第1項及び前条の規定により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件について、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その該当することとなった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の議員報酬の支給日に支給する。その該当することとなった日において議員の職を離れている者についても、同様とする。

(1) 公訴を提起しない処分があったとき。

(2) 無罪の判決が確定したとき。

（停止されていた議員報酬及び期末手当の不支給）

第10条 第7条第1項及び第8条の規定により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件について、有罪の判決（略式命令を含む。）が

確定したときは、これを支給しない。

(疑義の決定)

第11条 この条例の適用に関し、長期欠席をすることとなった理由の正当性その他疑義が生じたときは、議長が決定する。

2 議長は、前項の決定に当たっては、議会運営委員会に諮問し、答申を得るものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。